

独立行政法人福祉医療機構の 平成 22 年度の業務実績の評価結果

平成 23 年 8 月 22 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成 22 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 21 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 21 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 22 年 12 月 22 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 22 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図るため、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、重要事項に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、当該会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示するとともに、組織内のイントラネットを通じて、全職員に配信するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直すとともに、平成 23 年 4 月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編等により、管理職ポストを大幅に削減するとともに、管理部門から現業部門に人員を充当することにより、利用者サービスの強化及び事務処理の効率化を図ることを決定している。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。

また、業務管理の充実を図るため、第 1 期中期目標期間において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

抽出されたリスクあるいはその他のリスクについては、平成 21 年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応している。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、同年 2 月に策定した「事業継続計画」（BCP）に基づき、理事長の指示のもと、速やかに緊急対策業務を実施している。

また、内部統制の整備に関する取組みとして、法令等の遵守に関する規程の制定、コ

ンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、理事長を中心としたガバナンス体制の更なる強化を図っていることが認められる。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を前年度に引き続き維持（中期計画の目標値を大きく短縮）し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。

これらを踏まえると、平成22年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。さらに、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取り組むなど、顧客のニーズに基づく改善活動を推進していることが認められる。

また、平成22年4月から理事を削減（役員ポスト▲1名）するとともに、年金貸付部及び大阪支店の再編（課長ポスト▲2名）による組織のスリム化を図っており、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止等により、管理職ポストを大幅に削減（部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲2名）するとともに、業務の実態を踏まえ、管理部門から現業部門に人員を充当することにより、利用者サービスの強化と事務処理の効率化を図ることを決定している。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、

融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

第1期中期目標期間において構築したQMSの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。また、平成23年4月にISO9001の認証の有効期限が到来することに伴い、審査登録機関による更新審査を平成23年2月に受審し、同年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新することができている。

さらに、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営しており、これにより職員の創意工夫による改善活動を活性化させ、職員の意識改革・意欲の向上を実現している。

福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成22年10月にはリスク管理委員会を開催し、各部の対応状況等について進捗確認を行うとともに、評価方法や計画見直しなどについて検討している。

なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」(BCP)を策定しており、その後、同年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画に基づき、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することができている。さらに、内部統制の整備に関する取組みとして、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、理事長を中心としたガバナンス体制の更なる強化を図っていることが認められる。

以上のように、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

(2) 業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応募事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定するなど、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減(約▲15百万円)を図ることができている。

また、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、利用者の意見を踏まえた機能改善を実施し、利用者の利便性の向上を図っている。その結果、同システムの利用率は、福祉医療貸付事業の事業報告書においては64%(前年度55%)、退職手当共済事業の掛金届等においては81%(前年度79%)とそれぞれ向上し、福祉医療機構の業務の効率化を実現していることが認められる。

さらに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を20回受講するとともに、福祉医療機構の職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を27回（受講者130名）実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進により業務の効率化に寄与するとともに、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、システム開発費、運用保守経費といったシステム関連経費の抑制及び冗費の削減に取組み、平成22年度予算（平成19年度予算と比べて14.5%縮減）の縮減幅を上回る21.9%の額を節減している。また、会議資料のペーパーレス化、リーフレット等の発行の見直しを行うとともに、郵便料金、電気使用料、印刷費及び外部倉庫費用の節減などに取組み、これを実現するとともに、各職員においてコスト意識の徹底が図ることができていると認められる。

人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で13.0%削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表している。

なお、福祉医療機構の給与水準が国に比べて高くなっていることについては、在勤地が大都市圏であること、大学卒以上の比率が高いこと、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率の高さについては、平成22年度において課長ポストを2つ削減し、さらに、平成23年度において部長ポストを2つ、次長ポストを1つ、課長ポストを2つ削減するなどの取組みを図っている。引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、平成22年4月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施しており、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約については、平成22年度において7件にまで減少することができている。また、福祉医療機構のホームページに公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、競争性、透明性一層の確保を図っている。さらに、平成21年度に引き続き、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年2月に開催し、契約について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っていることが認められる。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」（平成21年4月10日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（555件189,110百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（538件、33,177百万円）している。その結果、平成22年度における審査件数は1,432件となり、平成21年度実績（699件）に比べて約205%増と大幅に資金需要が増加しており、この増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支

援している。

また、平成 22 年度からユニット型特別養護老人ホームにおける償還期間の延長（20 年から 25 年）及びオンコスト方式による保証人免除制度を創設し、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。さらに、施設整備等の融資相談等の充実に努め、特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるような支援・助言等を行っている。審査業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用するなど、優遇融資を実施（実績：94 件、137,405 百万円）している。その結果、病院の施設整備資金の審査件数が 118 件となり、平成 21 年度実績（43 件）に比べて約 274%増と大幅に資金需要が増加している。

また、平成 21 年度に引き続き、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施（実績：101 件、12,336 百万円）している。

さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成 21 年 10 月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施（実績 48 件、1,053 百万円）している。これら増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

また、平成 22 年度からオンコスト方式による保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国 7 ブロックで計 14 回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。審査業務に係る処理期間については、平均処理期間が 22 日となり、中期計画に定められた処理期間（45 日以内）を大幅に短縮するとともに、平成 21 年度実績（33 日）に比べて、11 日短縮することとなり、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、福祉貸付事業と同様に円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成 22 年度におけるリスク管理債権比率については 2.67%となっている。昨今の

医療施設を取り巻く経営環境については、平成 22 年度の診療報酬のプラス改正により、経営面における環境の変化が期待されたものの、医師及び看護師等の不足は続いており、引き続き厳しい環境にある。また、福祉施設の経営状況は比較的安定しているものの、一部の老人福祉施設において利用者の低迷等により経営が悪化するケースが見られる。

このような厳しい経営環境のもと、福祉医療機構においては、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持・存続を支援するという観点から貸出条件緩和によって経営の再建を適切に支援している。さらに、株式会社企業再生支援機構が支援決定した案件について、元利金の一部免除できるよう規程を改正し、医療施設の再生計画を支援している。

一方、リスク管理債権の未然防止策としては、従来から行っていた調査・フォローアップの強化を図るため、実地調査を実施する案件に対し、事前に関係部署の担当者で決算状況も踏まえ協議を行い、また、実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させたPDCAサイクルを取り入れるなど、適切な対応を図っていることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、元利金の返済猶予の優遇措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、平成 21 年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、福祉医療機構独自の経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間の拡大）等を行った結果、セミナーの延べ受講者数は 3,518 人となり、中期計画の目標値（2,520 人）を大きく上回る実績をあげている。また、セミナー受講者に対するアンケート調査の満足度指標は 76.1 ポイントとなり、中期計画の目標値（65 ポイント）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供していると認められる。

個別経営診断については、効果的なPR活動等を実施した結果、診断件数は 1,293 件となり、年度計画の目標値（280 件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。また、平成 22 年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した 148 施設の診断先のうち、143 施設（96.6%）から「参考になった」または「やや参考になった」との回答を得ることができており、的確な診断が実施されていると認められる。

さらに、平成 23 年度から簡易経営診断のメニューに認可保育所を追加するため、保育所の経営指標を新たに策定し、また、モニター調査や事業者団体へのヒアリング調査を実施するなど、本格的な導入に向けての準備を行うなど、利用者サービスの向上に努めている。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業における助成事業の募集については、平成 22 年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となったことを踏まえ、利用者の手続きに混乱を招くことがないよう、助成対象事業や助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要

領等に明記し、公表している。

また、助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、当該選定方針を福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査、採択することができている。

なお、平成 22 年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合については、中期計画の目標値 80%を上回る 82.0%を確保することができている。また、助成決定までの平均処理期間は 28.7 日となり、中期計画の目標値 30 日以内で処理することができている。

助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。

また、助成事業の成果（効果）については、平成 22 年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち 91.4%あったとの回答を得ることができている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.3%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができている。

さらに、民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国 3 か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する事業報告会を開催したほか、社会的に問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉活動団体ならではの取組みを側面から広く社会に啓発・普及するため、「NPOなどの民間団体による子どものシェルター事業」に焦点を絞ったシンポジウムを開催している。

以上のように、透明で公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、退職手当金の給付回数を月 4 回実施するとともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が 39.0 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅（36.0 日短縮）に上回る実績をあげている。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めている。その結果、利用率は 81%と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現していることが認められる。なお、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて 10 分の 1 以下に抑制することができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の

効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 22 年 9 月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成 21 年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、前半はギリシャ国債の格下げによる欧州債務問題等を背景とした世界的な金利低下、株安及び円高傾向、後半は日銀・FRBによる追加金融緩和及び米国の景況感を背景とした国内外の金利・株価上昇の市場環境の中で、年 0.35%の運用利回りとなったものの、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保している。

なお、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかった影響等により、年金資産額の増加が責任準備資金の増加を下回ることとなったため、平成 22 年度末における繰越欠損金については、約 111 億円となり、前年度に比べ約 15 億円増加している。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当該事業については、WAM NETにおける提供する情報の質の向上を図るため、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り、最新の情報を迅速に提供するとともに、厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について、会議資料等と併せて概要コラムを掲載し分かりやすく情報を提供している。また、検索結果を地図上に一覧表示する機能やログイン時にソフトウェアキーボードによる入力補助機能を追加するなど、利用者の利便性の向上を図っている。この結果、年間のヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）は 2 億 4,334 万件（前年度 2 億 1,610 万件）、また、利用機関登録数は 8.3 万件（前年度 8.1 万件）となり、いずれも前年度を上回る実績となっている。さらに、利用者の満足度については 90.2%となり、平成 18 年度以降の高水準を確保しており、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、WAM NETについては、業務・システム最適化計画に基づき、平成 24 年秋から次期システムが稼働するとのことであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、平成 22 年 2 月から「資金の必要額等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「貸付条件変更制度の導入」などの制度変更を行ったところであり、取扱変更の内容を受託金融機関の取扱窓口にも周知徹底すること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施している。

上記の制度変更とともに新たに導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する返済条件変更制度については、年間 3,556 件の変更承認を行っている。さらに、多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるため、福祉医療機構のホームページ等に相談先等を明示するほか、金融機関に対しても相談機関連絡先に関する情報提供を行うなど、利用者の生活の安定を支援している。

また、平成 22 年度の貸付金利にあたっては、業務運営コストを適切に把握するとともに、中期目標期間中（平成 24 年度末まで）における損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提とし金利設定している。そのため、平成 22 年度決算においては、当期総損失を計上したが、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済の一律猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において十分な代替措置の検討を進めるとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を取りまとめたところであり、福祉医療機構においては、当該方針に基づき必要な措置を講ずることとし、その実施に向けた金融機関等との実務面の調整を行っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図っている。また、平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（４）財務内容の改善等について

平成 22 年度においては、一般勘定、保険勘定及び年金担保貸付勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 22 年度予算の縮減幅を上回る額を節減している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、それぞれ予算額を上回る自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（32 件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

さらに、保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき、

戸塚宿舎を売却し売却代金を国庫納付するなど適切に対応を図っている。また、その他の保有する資産についても、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めていることが認められる。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給等に反映させるとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組みを職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入することとし、人事評価結果に基づく処遇の推進を図っている。また、人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成22年度末の常勤職員数は254人（再雇用職員3人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の84.9%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、保険勘定における繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎及び公庫総合運動場については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくことを期待する。

③ 組織体制・人件費管理について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおり、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めていくことを期待する。

また、厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、福祉医療機構から加入する健康保険組合に対して、労使負担割合が折半となるよう文書による要請を3回実施したが、同健康保険組合理事会において「収支問題の改善を進める中において、中長期の視点で対応すること。」とされたところである。これを受けて、福

社医療機構においては、引き続き、同健康保険組合に対して労使負担割合の見直しについて要請していくとしていることから、当委員会としては、今後の交渉状況について注視していくこととする。

④ 事業費の冗費の点検について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

⑤ 契約について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、平成 22 年度において、随意契約によるものを再委託している案件が 1 件ある。この案件は福祉医療貸付事業に係る A L M システムの運用支援を民間金融機関に委託したものであるが、再委託の内容は、受託者である民間金融機関が同システムの堅牢性をより高めるため、外部専門家（システム開発業者）にその運用を再委託したものであり、不適切なものではないと認められる。

また、契約に当たっては、総務及び経理担当役員等に監事をオブザーバーとして加えた「契約審査会」を設け、同審査会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めている。

今後とも一層の競争性の確保に取り組むことを期待する。

⑥ 内部統制について

福祉医療機構における内部統制の整備に関しては、理事長を中心として、積極的な取り組みが行われていることが認められる。

具体的には、理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を応援するという社会的使命を果たすために、主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。年度初めの経営企画会議（平成 22 年 4 月 1 日開催）においては、理事長から役員・幹部職員に対して、「平成 22 年度進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。さらに、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して述べられており、同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映できる統制環境が整備されていると認められる。

また、平成 22 年 10 月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を開催し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画への対応状況等についての進捗確認を行っている。これにより福祉医療機構が抱えるリスクに対して、全役職員が参加する仕組みを構築している。

さらに、各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行っている。また、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された問題点等について、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っていることが認められる。なお、監事監査にあたっては、監事監査計画の重点監査項目の 1 項目として、内部統制の整備（機能・有効性）をあげて監査を行っており、内部統制・ガバナンス強化等において、

理事長としてのマネジメントが十分に発揮していることを確認している。

また、社会福祉振興助成事業において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（いわゆるアウトカム指標）を積極的に追加するなど、事業の成果がよりわかりやすい形で示すための取組みがされており、他の事業における業績測定のための尺度についても、おおむね妥当であったと認められる。

なお、内部統制の整備を通じて、役職員が組織全体のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると高く評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

⑦ 事務・事業の見直し等について

福祉医療機構においては、見直しの基本方針、行政刷新会議における事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分け及び会計検査院による決算検査報告等において指摘された事項等に対して、適切に対応していることが認められる。

今後とも国民のニーズを把握した上で、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、福祉医療機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。